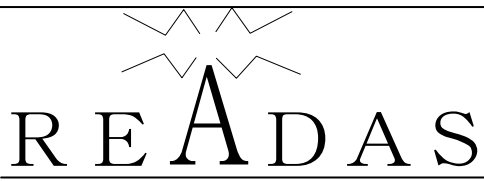


第 4814 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 9月13日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 親族に支払う給与

Q：私は個人事業者ですが、親族に給与を支給した場合、どのような取扱いになりますか？

A：親族に支払う給与の取扱いは、生計がいかどうか、事業専従者か青色事業専従者かによって取り扱いが違います。

【解説】

親族に支払う給与の取扱いは、次のようになっています。

【生計を一にする親族に給与を支払う場合】

①一般的な場合

支払った給与は必要経費になりません。また、給与を受け取った親族の所得にもなりません。

②事業専従者に該当する場合（白色申告）

支払った給与は必要経費になりませんが、次のいずれか低い金額が必要経費としてみなされます。（事業専従者控除）

イ．配偶者86万円、配偶者以外50万円/1人
ロ．事業所得の金額（事業専従者控除前）÷（専従者数+1）/1人

③青色事業専従者に該当する場合（青色申告）

青色専従者給与として届け出た金額のうち労務の対価として相当と認められる金額は必要経費となります。

【生計をしない親族に給与を支払う場合】

生計を別にする親族に支払う給与は、労務の対価として相当と認められる金額が必要経費となります。

